

大分県内における石綿障害予防規則施行後の土木・建築工事業の 事業場の石綿対策取り組み状況について

主任研究者	大分産業保健推進センター所長	三角 順一
共同研究者	大分産業保健推進センター基幹相談員	青野 裕士
共同研究者	大分産業保健推進センター基幹相談員	青木 一雄
共同研究者	大分産業保健推進センター基幹相談員	田吹 光司郎
共同研究者	大分産業保健推進センター基幹相談員	古庄 義彦

I はじめに

石綿障害予防規則が昨年（平成 17 年 7 月）施行されて 1 年が経過し、土木・建築事業においては全国規模で法規則に対応した取り組みが進められている。その中で、大分県内における土木建築事業場の石綿障害予防規則に対応した取り組みについて、その現状と問題点を調査したので報告する。

II アンケート調査結果

1. 対象の事業場

大分県内の土木建築工事業の事業場 771 社にアンケートを送り、227 社（回収率 29.4%）から回答があった。

2. 労働衛生管理状況

大分県内の土木・建築事業場における労働衛生管理体制について、「産業保健スタッフがいる」は 15%であった。また、労働者の安全と健康の確保のための計画（安全衛生計画等）の作成状況は、「計画を作成している」が 35%、「作成していない」が 59%であった。また、安全衛生委員会の設置の有無について「ある」事業場が 37%、「ない」事業場が 59%であった。

労働安全衛生管理体制の基本とも言える、スタッフの整備や労働安全衛生計画の作成、安全衛生委員会の設置等はまだまだ不十分であると言える。

産業医の「職場巡視の実施」について、「実施している」事業場が 8%、「実施していない」事業場が 79%であった。また、更に職場巡視を実施している事業場において、1 月に 1 回巡視しているのは 31%と少なかった。作業環境測定の実施について、「実施している」事業場が 6%未満であり、「実施していない」が 88%であった。また、測

定をしなければならない有害事業場が少ないためか、有害業務に係る特殊健康診断の実施についても、「行っている」が 7%、「行っていない」が 87%であった。

しかし、定期健康診断は「行っている」事業場は 92%であり、実施率は良かった。衛生教育を「実施している」事業場は 25%であった。その衛生教育の内容は、業種が土木・建築工事業であるためか、「重量物取扱」に関する教育（16 社）が最も多く、粉じん 11 社となっていた。

3. 健康管理の実施状況

(1) じん肺健康診断の実施状況等

「じん肺法」に基づく「健康診断」を定期的に受けさせている事業場は 4%であり、過去に受けさせたことがある事業場を入れても 8%であった。また、じん肺健康診断を実施している事業場において、その結果について所轄労働基準監督署に定期的に報告している事業場は 25%であり、過去に出したことがある事業場（19%）を含めても 44%であった。

粉じん作業従事者に対する「特別教育」の実施についても、「実施したことがある」事業場は 4%であった。

土木・建築工事業の事業場は、粉じん作業があったとしても屋外等の作業が多いため、「じん肺法」に基づく「健康診断」の受診率が低くなったと考えるし、また粉じんを取り扱う作業があっても、工事場所が頻繁に変わるし、不定期で臨時的作業も多いため、粉じん作業等があるという認識が薄いのではないかと考えられる。

(2) 石綿健康診断の実施状況等

石綿取扱業務従事者に対する定期健康診断の実施について、「定期的に受診させている」が 0.4%、「過去に特定

化学物質取り扱い従事者として受けさせたことがある」が1.3%であり、受診率は極めて低かった。これは、土木・建築工事業の中でも石綿取り扱い業務自体が専門性の高い特殊な業務になっているのではないかと考えられる。

石綿取扱業務従事者に対する「特別教育」の実施についても同様であり、「定期的実施している」が0.9%「過去に実施したことがある」が6.6%と低かった。

4. 作業管理の状況

石綿を取り扱う作業時にその場所を隔離し、関係者以外の「立ち入り禁止」を見易い所に表示しなければならないことを「知っている」が31%、「聞いたことはある」が6%（合計で37%）、「知らない」は1%であった。

また、石綿等の切断作業等を行う際の「湿潤状態」確保の実施についても、「知っている」が29%、「聞いたことはある」が6%であり、「知らない」は4%であり、「立ち入り禁止」の表示と同様に、「知らない」が低く、無記入が多いことから、実際に石綿を取り扱っている事業場の石綿障害予防規則の認知度は高いものと考えられる。

石綿等を常時取り扱う作業場に、作業者の人数分以上の呼吸用保護具を確保し、有効・清潔に保ち備える必要があることを「知っている」事業場は24%、「聞いたことはある」が8%（合計32%）で、「知らない」が7%であった。また、石綿関連作業で着用した保護衣等を他の衣服から隔離・保護する必要があることを「知っている」事業場は26%、「聞いたことはある」が8%（合計34%）で、「知らない」が6%であった。呼吸用保護具や保護衣類の管理についても、「知っている」と「聞いたことはある」の割合は32~34%と低かったが、「知らない」に比べて5倍程度あり、かつ無記入が多いことから、石綿取扱事業場には認知されているものと考えられる。

5. 作業環境管理の状況

建築物又は工作物の解体、破砕等の作業を行う際、それらの建築物等に石綿が使用されているか、使用の有無の事前調査を行う必要があることを「知っている」が30%、「聞いたことはある」が11%（合計41%）であり、「知

らない」5%に比べて多かった。

建築物又は工作物の解体、破砕等の作業を行う際、それらの建築物等に石綿が使用されているか、使用の有無の事前調査を実際に「行っている」が19%、「行ったことがある」が5%（合計24%）であり、「行ったことがない」16%より多かった。また、石綿が使用されている建築物等の解体作業等を行う場合、国土交通省の建築改修工事仕様等に基づいて、解体作業前、解体作業中、解体作業後（シート養生中）、解体作業後（シート撤去後）に気中石綿濃度の測定を実施することを「知っている」が16%、「聞いたことはある」が9%（合計25%）であり、「知らない」が17%であった。

III まとめ

1. 大分県内における石綿障害予防規則施行後の土木・建築工事等の事業場における石綿対策の取り組み状況について行った結果、労働衛生管理の実施率については昨年同様の調査を行った製造業に比べて極めて低く、今後、労働衛生に取り組むレベルを上げて行く必要がある。
2. 今回実施した石綿を取り扱う業務が土木・建築業の中でも特殊なものであったため、アンケートの回収率は悪く、かつ無記入の回答が多く、アンケート調査が不十分なものとなった。しかし、これは石綿取り扱い業務が特定の事業場に集中し、専門化が進んでいるものと考えられる。
3. 石綿則に規制されている石綿取り扱いに関する項目についても、その実施率は低いものであった。しかし、実際に石綿の業務を行っていると思われる抽出した18事業場における評価は、「作業管理の状況」における質問に対して90%以上の理解を示しており、石綿障害予防規則は十分認知されているものと考えられる。また、実際の職場で守られているかどうか、実地調査（5社）を行った結果と照合しても、石綿障害予防規則で定める遵拠事項は守られており、石綿障害予防規則は普及しているものと考えられる。